

令和8年10月1日から ハラスメント対策が義務化されます。

事務局より標記について情報提供です。

令和8年10月1日から、改正労働施策総合推進法の施行により、カスタマーハラスメント(カスハラ)への対策が事業主の義務となります。

保育施設においては、保護者等からの過度な要求や、暴言・威圧的な言動など、職員の就業環境を害する行為への対応が求められます。

各園におかれましては、10月1日の施行に向けて、以下の準備をお願いいたします。

- 園としてのカスタマハラスメント対応方針を決める
- 職員が一人で抱え込まない対応体制をつくる
- 相談・報告する窓口や手順を決めておく
- 職員へカスタマハラスメント対応について周知する

なお、保護者からの苦情や意見のすべてがカスタマーハラスメントに当たるわけではありません。正当な意見や要望には、これまでと同様に丁寧に対応することが大切です。

「保護者からの苦情対応」という身近な問題だからこそ、職員個人に任せるのではなく、園全体で対応する仕組みを整えることが重要になります。

会員園の皆様におかれましては、ご準備をお願いいたします。

